

J R 東海労働組合関西地「申」第12号
2014年9月24日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「大阪修繕車両所における職場諸要求」に関する申し入れ

表題について、下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定し改善すること。

記

1. 労働時間について

- ① 職務に服するための着替え時間を労働時間とすること。

2. 休日について

- ① 連続休暇の取得については、上期・下期ともに申し込めるようにされたい余裕がある場合は年2回取得できるようにされたい。
- ② 病気・けが等で休む場合、診断書等の証明ができれば保存休暇の使用を認めること。
- ③ 忌引きで休む場合、保存休暇を忌引き休暇にプラスして利用できるようにされたい。
- ④ 半休において、有給休暇の場合は1日単位ということで繰り越し年度分に0.5日の半休分が残ると有給休暇が流れてしまうという事象を改善されたい。
- ⑤ 上記の場合で、流れてしまうような場合は保存休暇として扱うようにされたい。
- ⑥ 病欠による出勤率の関係で、年休日数が削られて付与される場合の単年度処理（繰り越しできない）とせず、繰り越せるように改善すること。

3. 通勤関係について

- ① 朝、勤務明けで帰る社員のためにも回送列車を設定すること。
- ② 通勤バス利用時（車両所から茨木駅）全ての時間帯において茨木駅前で降車できるようにすること。
- ③ 職務乗車証で新幹線を利用する場合に、以前のように他社との乗り換え改札口を利用出来るようにされたい。
- ④ 社員の希望する通勤手段を認めること。
- ⑤ 自転車通勤の通勤手当を増額されたい。
- ⑥ 自宅から勤務箇所までの距離が、2Km以内であっても通勤手当を支給されたい。
- ⑦ 自動車等により通勤している社員が転入したときは、直ちに駐車許可証を発行し、

自動車通勤を認めること。

4. 事務所棟の設備について

- ① 警備員、フラッパーゲートでセキュリティーがされている以上、6階エレベーター付近以外の監視カメラ以外は社員監視以外の目的しかないので撤去すること。
- ② 事務所棟6階詰所に安全靴用の下駄箱を設置すること。
- ③ 事務所棟6階詰所に腰痛防止の健康器具及びマッサージチェアを設置すること。
- ④ 事務所棟4階トレーニングルームの近くにシャワールームを設置すること。
- ⑤ 事務所棟6階の更衣室のロッカーの間隔を広くすること。
- ⑥ 事務所棟内・南端にある1階避難出口に通じる「非常用階段」を常時使用できるようにすること。
- ⑦ 事務所棟南側のエレベーターを使い9階の仮眠室・風呂場に移動出来るようにすること。
- ⑧ 事務所棟6階の風呂の使用は、清掃終了後、直ぐに使用できるようにすること。
- ⑨ 事務所棟6階のすべての時計を電波時計に変更すること。
- ⑩ 社員証とセキュリティーカードを一体化するなど統一すること。

5. 操縦担当者に関する諸要求について

- ① 構内操縦担当者の雨具（カッパ）を改善すること。
- ② 仕業庫、各番線山側に手歯止め撤去・装着用の昇降階段を設置すること。
- ③ 操縦担当者の睡眠時無呼吸症候群の疑いがあると産業医が判断した場合の会社指定の専門医療機関において精密検査をする場合の費用と睡眠時無呼吸症候群の治療にかかる費用を会社負担とすること。
- ④ 構内シャトルバスを4：00の休憩時間まで運行すること。
- ⑤ 大阪仕業車両所構内の草刈りの回数を増やすこと。
- ⑥ 仕業庫及び着発線・電留線の停止位置目標が0系・100系に合わせているため現在の車両に適したものに変更すること。
- ⑦ 着発線大阪方での直前横断等防止のために電車の出発・接近がわかる対策をとること。

6. 諸手当について

- ① 家族手当を増額すること。
- ② 車両技術係主任に対する役職手当を増額すること。
- ③ どの作業についても言えることだが、作業責任者は作業にあたり、作業の進捗状態の把握や事故防止、ヒューマンエラー防止、労働災害防止等、いろいろと気配り、目配りをしなければならない立場にあり、作業責任者の責任は大変重いものである。よって、作業責任者手当を新設すること。
- ④ 台車交換に伴う試運転旅費を新設すること。
- ⑤ 臨修庫への車両の「庫入れ」「庫出し」作業で、立会いする社員への手当を新設すること。

7. その他職場の諸要求について

- ① 事故や不具合が発生した場合に、関係社員に事情を聴くことはしかたないが、当事者でない限り時系列等報告書の強要はやめること。
- ② 責任事故・ヒューマンエラーを起こした社員に行う「復帰教育」を直ちにやめること。
- ③ 「復帰教育」で行われる「見極め試験」に合格した社員は直ちに復帰させること。
- ④ 見習者への指導者は、現在、見習い終了したての社員により行われている場合が見受けられる。指導者は確実な技術継承を目的として各担務に精通したベテラン社員とすること。
- ⑤ 25日に行う翌月の勤務発表は、25日朝に勤務明けで終了点呼を受ける社員については、せめて個人的な勤務だけは発表（渡すこと）すること。
- ⑥ 軍手軍足等の被服貸与の見直し、半年に軍手1ダース、軍足6足を貸与すること。
- ⑦ 作業用の吸汗性のよいアンダーシャツを貸与すること。
- ⑧ 医学適性検査を受診する場合は勤務時間とすること、最低でも本人の希望ではなく会社が指定した場合は勤務時間とすること。
- ⑨ 作業庫の熱気対策（熱中症対策）として庫内の換気を改善すること。
- ⑩ 臨修庫にシャワー設備を設置すること。
- ⑪ 臨修庫に冷蔵庫を設置すること（熱中症対策）。
- ⑫ 臨修庫に空調設備付の打ち合わせ室を設置すること。
- ⑬ ワーキングルームの食堂の時計を電波時計に変更すること。
- ⑭ ワーキングルームまたは近くに清涼飲料水の自販機を設置すること。
- ⑮ ワーキングルーム近くに洋式便所を設置すること。
- ⑯ ワーキングルームの喫煙室を完全に分離すること。
- ⑰ ワーキングルームに修繕車両所全員分のヘルメット・手袋を収納するロッカーを設置すること（現在使用している小ロッカー以外に）。
- ⑱ ワーキングルームにシャワーを設置すること。
- ⑲ 老眼鏡を貸与すること。
- ⑳ 就業規則を全社員へ配布すること（せめて5年に1度くらい）。

8. 食堂について

- ① 利用者の意見を取り入れるためアンケート等を取り、意見を反映すること。
- ② 常時、麺類（うどん・そば・ラーメン）の種類を増やすこと。
- ③ 梅ぼし、ふりかけ、味付け海苔等のアイテムを置くこと。
- ④ 夕飯はセットメニューではなく、昼食時と同じように選択ができるように小鉢等の選択肢を増やすこと。
- ⑤ 味噌汁の味が濃い（辛い）ので、改善すること。

以上